

流山市開発事業の許可基準等に関する条例の一部を改正する条例(案)に係るパブリックコメント実施要領

1 件名

流山市開発事業の許可基準等に関する条例（以下「開発条例」という。）の一部を改正する条例(案)についての意見等募集

2 目的

この要領は、開発条例の一部を改正するに当たり、広くその素案を公表し、市民等の意見を聞くことによって、開発条例作成に市民等の参画の機会を保障するとともに、意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的としています。

3 開発条例改正の背景

本条例は、平成22年10月に条例施行し、その後、平成25年7月に一部改正を行ってあります。この間、街づくり条例が施行され、両条例の運用における事務手続きの軽減と円滑化のため見直しを行いました。

また、市街化調整区域における良好な自然的環境の保全のため、敷地面積の見直しを行うものです。

4 開発条例の改正内容

(1) 流山市開発事業の許可基準等に関する条例新旧対照表
別紙のとおり

(2) 「流山市開発事業の許可基準等に関する条例施行規則」及び
「流山市開発事業整備基準」への委任事項
別紙のとおり

(3) 開発条例改正(案)一覧表《参考資料》
別紙のとおり

5 意見等が提出できる者

(1) 市内に住所を有する者

- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する者

6 意見等募集期間

平成27年6月11日（木）～平成27年7月10日（金）【必着】

7 公表の方法等

(1) 閲覧場所

- ア 市役所第2庁舎2階宅地課
- イ 市役所第1庁舎2階情報公開コーナー
- ウ 市内各出張所、各公民館及び各図書館
- エ 生涯学習センター

(2) 流山市ホームページ

8 御意見等の提出方法

自由様式又は別紙様式（市ホームページからダウンロードできます。）に名称、住所、氏名、電話番号を明記の上、郵便、FAX、電子メールによる提出、または担当課へ直接持参ください。お寄せ頂きました御意見は、これに対する流山市の考え方とともに、整理した上で公表いたします。なお、個別回答はいたしません。

9 その他

- (1) パブリックコメントに対して寄せられた御意見等は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表することがありますので、個人が特定される内容は御意見本文中に記載しないで下さい。
- (2) 電話・口頭での御意見等は、パブリックコメントとして取扱いできません。

10 問い合わせ及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1-1-1

流山市都市計画部宅地課（市役所第2庁舎2階）

TEL 04-7150-6089

FAX 04-7159-0954

電子メール takuchi@city.nagareyama.chiba.jp